

## 東京音楽学校の男女共学成立過程に関する一考察

藤 雅 枝

はじめに

### 基本史料

明治一三年一〇月、設立から一年を経た音楽取調掛は、同年六月に告示した初めての伝習生募集<sup>(1)</sup>に対する応募者名簿を文部省に提出し裁可を仰いだ<sup>(2)</sup>。官立東京音楽学校の前身にあたるこの組織は、伊沢修二らの構想を軸に、明治一二年一〇月の設立以来日本に近代的な音楽を誕生させるべく事業を続けていた。同年四月には明治八年から明治一一年まで滞米中の伊沢らに來日を約束していたL・W・メーソン<sup>(4)</sup>が日本での唱歌教育実施のために着任し、西洋音楽と日本伝来の音楽の融合を目指した「国歌」創成や唱歌集の編集など研究機関としての色合いが強かった当初の事業の他、機関内での教育活動という新たな事業を実行に移す時機が到来した。

従来唱歌の施行を目的に東京師範学校や東京女子師範学校への出張講義を行ってきた音楽取調掛にとって本格的な音楽従事者養成機関としての出発となるべきこの時、伝習生として男性と女性の双方を採用するという措置が初めて文部省側から批判を受けることとなった。この公文書【基本史料】のカガミへの署名者は文部省側からは四名であるが、そのうち文部卿福岡孝弟を除く三名、則ち官立学務局長浜尾新<sup>(5)</sup>、内記所長島田三郎、文部少輔九鬼隆一が意見を附記している。その全文を左の通り引用する。

不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>然<sup>レ</sup>存候。此旨為<sup>レ</sup>念<sup>レ</sup>附<sup>レ</sup>述<sup>ス</sup>。(浜尾)

伝習所ハ名称コソ異ナレ学校ノ類ニ他ナラズ。故ニ教育令第四十二条ニヨリ男女教場ヲ同クスルヲ得ザルハ勿論ナルベシ。然レドモ伝習志願人寡少ニシテ別時間又ハ別教場ニ教授スルハ事実能ハザル場合モアラン。故ニ席ヲ区別シテ教授スル等ノ事ハ伝習方主任者ノ処分心得ニアラシムベキ乎。果シテ然ラバ両ツナガラ不

便ナシト思考ス。(島田)

男女が教場ヲ同クセザル儀ハ先般裁定ノ規則ニ包含スベク候へ共、尚厳重ニ取締可レ然事。(九鬼)

九鬼の附述に裁可印が押され、田中不二磨転出後の文部省を担った九鬼の意見がそのまま裁可されるという形になった。

この史料は、音楽取調掛の未だ中途半端な立場を示す複数の問題提起を含んでいる。明治一二年九月二十九日布告の教育令第四二条には「凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス」と明記されており、以降戦後の教育改革に至るまで日本における教育で男女別学路線が規定されることとなった。文部省所轄の教育機関の一つとしては、共学<sup>(7)</sup>を採用することは特異な事例であった。音楽取調掛は明治二〇年官立東京音楽学校へ昇格のちも共学を一貫して採用し、中等教育以降男女で教育機関も教育課程も異なった教育環境の中で、入学資格、教授内容、卒業後の資格で女性と差をつけられることない唯一の高等専門教育機関として日本近代学校史に残ることとなった。

音楽取調掛の制度設計担当者たち、そして最初の伝習人名簿に難色を示した文部当局はそれぞれこの事態をどのように捉えていたのだろうか。九鬼隆一意見中の「先般裁定ノ規則」とは明治一三年九月、伝習人入場に先立ち制定された「音楽伝習規則」<sup>(8)</sup>と推定されるが、実際には男女別教場で伝習を行うべきであるという九鬼の論旨が反映されることはなく、僅かに伊沢から内部通達の形で出された「音楽伝習(男生徒女生徒)取締心得」<sup>(9)</sup>が見られる程度である。しかし伊沢修二をはじめ音楽取調掛の制度設計者たちの構想と文部省の方針との齟齬は、明治一六年一月に女生徒募集停止に帰着する。以降女生徒募集の再開は明治二〇年入学の伝習生募集を待たねばならない。

さらに、結局例外としての共学を認めることになった理由として、三者とも当座のところ現実的に致し方ないという妥協の姿勢が見られる。確かに当該回の募集に応じた者は定員三〇名のところ二二名で、翌年追加募集することになる。島田三郎の意見は同じ教室で男女両性を教育することが問題視される前提として、音楽取調掛が学校として認められることを示している。だがこれ以降の音楽取調掛と文部省とのやりとりからは、音楽取調掛を学校として認めるといふ文部省の姿勢は必ずしも一貫したものではないことが判る。取調掛の伝習生養成課程が整い、取調事業での業績を積んで音楽取調掛が官立東京音楽学校に発展解消する素地は形成されていくのだ。それでは、音楽取調掛が官立学校昇格のための準備を完成させることと、本格的な学校として認められれば制度上の例外として取り残されることになる共学の議論にはいかなる相関性が見られるだろうか。

#### 先行研究状況と本論の目的

本論文では東京音楽学校で共学が成立し得た理由を、音楽取調掛の時期を中心に考察する。音楽取調掛・東京音楽学校での共学を指摘する研究としては、山住正己『唱歌教育成立過程の研究』(東京大学出版会 昭和四二年)が挙げられる。これは音楽取調掛時代に授受された膨大な公文書を駆使して音楽取調掛の通史を論じた論文の嚆矢である。山住は学校での唱歌教育に日本で初めて組織立った音楽教育を行った主体であると共に、強力な国家統制を背景に大衆の伝統文化と異質な音楽を学校で一律に教え、無批判に受容するほかなかった大衆の文化的能力を低いままにしたという問題を指摘し、日本の音楽史上にそのような矛盾した状況をもたらした唱歌教育がどのように成立し

たかを明らかにすることを目的としている。

山住は文部省・音楽取調掛間のやりとりを通じて唱歌教育とそれを支えた音楽取調掛の制度構想を考察するが、文部省についての見解が音楽取調掛の事業の支援に消極的なもの、との立ち位置に止まり、文部省側の判断に対して十分な考察をしていない。

東京芸術大学が音楽取調掛調査班を結成し、山住が使用した資料の調査を開始したのは昭和四三年以降のことだが、東京芸術大学音楽取調掛調査班『音楽教育成立への軌跡』（音楽之友社 昭和五一年）と、東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』（音楽之友社 昭和六二年）がその成果として刊行された。東京芸術大学音楽取調掛調査班『音楽教育成立への軌跡』（音楽之友社 昭和五一年）中先行研究として登場するのは、山住の論である。東京芸術大学音楽取調掛調査班は史料整理の結果をまず『音楽教育研究』（音楽之友社）へ昭和四三年五月より連載し、それを元に『音楽教育成立への軌跡』を編集したが、掲載論文の段階で、音楽的な側面に十分に立ち入らず唱歌教育を論じる山住の研究への批判を掲げており、音楽取調掛を中心とした明治一〇年代の音楽状況の研究を補完するものとして山住の期待を受けている。<sup>(1)</sup>東京芸術大学音楽学部所蔵文書を用いて編年体的な叙述を行ったという東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学学校篇第一巻』（音楽之友社 昭和六二年）でも、基本的には『音楽教育成立への軌跡』の編集方針を継承している。演奏会プログラムの収集が多く、教育機関としての資料の比重は低く抑えられている。

明治一〇年代の変転する教育政策を背景にした音楽取調掛の存在は倉沢剛『教育令の研究』（講談社 昭和五〇年）でも部分的に触れら

れているが、この著作の依拠史料には東京芸術大学所蔵の音楽取調掛時代の公文書は含まれない。

以上の研究状況を鑑み、【基本史料】から指摘される三点の間に沿い、東京芸術大学所蔵の音楽取調掛時代のものを中心とした史料を用いて考察を行う。従来公的には軽んじられていた音楽の専門機関であり、従来存在しなかった唱歌教育を創造し実行に移すという、外部からの理解を得るのが容易ではない目的を帯びる文部省の一掛が官立学校へ昇格の道を歩む際、同化されるものと特異性として残されるものの両者を論じ分けたい。

## 第一章 東京芸術大学音楽学部所蔵資料について

### 第一節 史料概説

現在東京芸術大学に保存される資料群（以下「東京芸術大学所蔵資料」と呼ぶ）は音楽取調掛研究に際し非常に重要である。東京芸術大学音楽取調掛調査班実施の史料整理（後述）の対象とされた資料は四種類に区分されたが、このうち音楽取調掛が収集した刊本で構成されるものを除くと、「音楽取調掛時代文書綴」（全七一巻、全七六冊）（以下「文書綴」と呼ぶ）と「各種資料編」（全一四冊）に二分される。「各種資料編」の収集資料が音楽取調掛の研究成果や刊行物の草稿を中心とする<sup>(2)</sup>ことに對し、「文書綴」は公文書を中心に音楽取調掛が授受した文書や書簡等を収集するという編集方針の差がある。赤松俊秀他編『日本古文书学講座九 近代編一』（雄山閣出版 昭和五四年）では、関東大震災での焼亡や太平洋戦争終戦に際しての文書廃棄によ

り残存量の少ない文部省の公文書を補い教育史研究に寄与する、官立学校に残る貴重な公文書の例として紹介されている<sup>13)</sup>。

「東京芸術大学所蔵資料」は長らく未調査・非公開のまま東京音楽学校、そして東京芸術大学音楽学部へ保管され、不定期に東京音楽学校の教員や生徒、そしてその周辺の関係者の目に触れる状態が続いた。東京芸術大学附属図書館長の長谷川良夫が四〇年前に東京音楽学校の生徒として在校中、伊沢修二胸像の落成を記念して創立記念日に学校所蔵の取調掛関係古文書を陳列したと述べている<sup>14)</sup>。また東京音楽学校時代に「東京芸術大学所蔵資料」を用いた研究として東京音楽学校教授の遠藤宏『明治音楽史考』（有朋堂 昭和二三年）が挙げられるが、同書執筆に際して史料整理は行われていない。

音楽取調掛創設者である伊沢修二の業績顕彰のため信濃教育会が伊沢修二選集を企画し、『伊沢修二選集』（信濃教育会 昭和三三年）の形で刊行した。伊沢の遺族の許をはじめ東京中に点在していた史料は伊沢の出身地である長野県上伊那郡高遠町（現伊那市）の上伊那教育会関係者により収集され、東京の戦火を免れ高遠町の上伊那図書館に保管されることとなった<sup>15)</sup>。だが、伊沢の自筆資料収集・保存に成功したこの史料調査でも、上伊那教育会所属の編集者は「東京芸術大学所蔵資料」の存在を知り閲覧を願っていたにも関わらず希望が叶わなかった<sup>17)</sup>。そのため現在でも伊沢の関係資料の一部を収めた唯一の刊本となつている『伊沢修二選集』において「第三章 音楽教育」への収集資料の出典は、伊沢の自筆を使用するもの<sup>18)</sup>、他、『音楽取調成績申報要略』（東京音楽学校 明治二四年）所収のもの<sup>19)</sup>、さらには『明治音楽史考』からの再引用などとなつている。これに対して未整理の「東京芸術大学所蔵資料」の閲覧が叶い、初めて体系的に利用した研

究が山住正己『唱歌教育成立過程の研究』（東京大学出版会 昭和四二年）である。これは東京大学教育学部に提出するため昭和三三年二月に書き上げた博士論文が元になつている。山住は昭和四二年三月三日付の同書あとがきで「文部当局と音楽取調掛のあいだを往復した書類は、だれの目にもふれぬまま約八十年間、東京音楽学校ついで東京芸術大学の倉庫の片隅にねむっていたことになる<sup>21)</sup>」と述べているが、山住以前に東京音楽学校関係者間で使用されていた経緯を鑑みると、この表現はやや不正確であると言わざるをえない。

東京芸術大学が本格的に「東京芸術大学所蔵資料」の調査に着手したのは昭和四三年六月のことである。調査にあたり東京芸術大学は音楽取調掛調査班を組織し、昭和四六年六月に終了した。成果として、初めて資料目録が東京芸術大学附属図書館編『音楽取調掛時代所蔵目録』（一洋書・楽譜（昭和四四年） 二文書綴（昭和四五年） 三各種資料篇（昭和四六年） 四和本・唐本編（昭和四七年））として刊行された。所蔵資料を用いた研究成果が雑誌『音楽教育研究』（音楽之友社）に昭和四四年五月から昭和四六年六月にわたり「音楽取調掛」資料研究」と題され連載された<sup>22)</sup>。これをもとに加筆修正したものが東京芸術大学音楽取調掛研究班『音楽教育成立への軌跡』（音楽之友社 昭和五一年）である。

現在、原文書は非公開であるが、「文書綴」「各種資料編」を含む一部の文書は利用登録制の「東京芸術大学附属図書館貴重資料データベース」として史料画像がインターネットで公開されている<sup>23)</sup>。

史料全体の翻刻は作成されていないが、部分的な翻刻を収めたものとして東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』（音楽之友社 昭和六二年）がある。

なお、東京芸術大学には本論文で用いる「文書綴」など音楽取調掛時代の文書のほかに、東京音楽学校発足後の公文書も大量に残されており、史料調査が行われたが公開には至っていない<sup>(25)</sup>。

## 第二節「音楽取調掛時代文書綴」使用上の注意点

「文書綴」を用いた先行研究中には、本節で述べるような史料研究の対象として「文書綴」を捉えたものは見られない。東京芸術大学音楽取調掛調査班の業績により従来に比してはるかに使い易い史料となったことは確かだが、整理を経ても本節にて述べるような問題点も確認される。

本論文中で史料名を表記する際は、原則的に東京芸術大学附属図書館編『音楽取調掛時代所蔵目録』二文書綴（昭和四五年）（以下『目録』とも呼ぶ）の表記に従った。『目録』には後述のように問題点が多いが、原史料を特定するための道具が『目録』の他に存在しない以上、第三者が『目録』を用いて原文書を特定する便宜を優先するためである。

史料名表記の例として本論文「はじめに」で【基本史料】として紹介済みの、明治一三年一〇月八日伺済、最初の伝習人応募者の名簿に對して共学を問題とする意見が初めて文部省側から付いた文書を見てみよう。本論文中ではこの文書を「二二 伝習人入場許可願（志願人、マ令人名簿付）（「文書綴」巻七「回議書類 明治一三年二月一五年六月 上」所収）音第一二二号」と呼称する。「文書綴」からの引用はこの規則に従うため、以下呼称の規則を解説する。

この文書は「文書綴」第七巻収録である。この巻番号は東京芸術大学音楽取調掛調査班による史料整理の際振られたもので、それ以前に

執筆された遠藤宏や山住正己の論稿中の史料引用では使われていない。「文書綴」第七巻と第八巻は共通して「回議書類 明治一三年二月一五年六月」と表題を持ちそれぞれ上巻、下巻を構成する。表題は史料整理以前から簿冊の先頭に書かれており東京芸術大学音楽取調掛調査班の調査時も多くの場合これを踏襲した。現在は史料整理前から簿冊の先頭に付されていた墨字手書きの表題<sup>(26)</sup>と史料整理後に付されたタイプ打ちの表題が併存しているが、目録との照合性を優先するため特に断りがなければ本論文では史料整理後に付された表題を使用する。基本的に簿冊一冊につき表題一件巻番号一件が割り振られ目次も一表題一卷番号毎に作成されるが、例外も多い。「文書綴」における簿冊の呼称の例外には次の三種類が存在する。

第一の類型として、連続二番号を共通題で括るものである。先に挙げた「文書綴」巻七と巻八は「回議書類 明治一三年二月一五年六月」という共通題を持つのでこれに当たる。この種類では目次を簿冊毎ではなく二冊分を統合している。同様の簿冊には巻十と巻一一、巻一五と巻一六、巻一七と巻一八、巻二一と巻二二、巻二四と巻二五、巻二六と巻二七、巻二八と巻二九、巻三七と巻三八、巻四三と巻四四、巻四五と巻四六、巻四九と巻五〇が該当する<sup>(27)</sup>。

第二の類型として、連続した二冊の簿冊に共通の巻番号と表題を与えるものがある。例えば巻九は「本省各局往復書類 明治一三年四月一五年六月」と表題がつけられているが、簿冊は二冊に渡る。この場合簿冊の区別は「巻九の一」「巻九の二」と呼び分けている。同様の簿冊に巻三六、巻四八、巻六五、巻七一がある。さらに巻六五は共通の巻番号を持ち共通の目録を持つが、巻六五の一が「東京音楽学校諸書類」巻六五の二が「帝国議會関渉綴 明治二四年以降」と異なる。

第一の類型と第二の類型は連続する内容を持ち連続する表題を持つ簿冊に巻番号を振る際二種類の振り方が生じたことになるが、東京芸術大学音楽取調掛調査班がこの二種類をどのように使い分けたか、明確な基準は見受けられない。

第三の類型として複数の簿冊が一つの巻番号を与えられている事例がある。簿冊毎に個別の表題を持つため、一つの巻番号に複数の表題が対応する。巻四二がこれに該当する。

「目録」に記載される資料情報は丁番号と内容に基づく件名である。例として使用した文書の呼称表記のうちでは「二二 伝習人入場許可願（志願人、令人名簿付）」がそれに該当する。このうち「二二」が丁番号で、「伝習人入場許可願（志願人、令人名簿付）」が内容に基づく件名である。

丁番号は簿冊の頁に概ね通し番号で振られ丁番号順に件名が配列されており、丁番号が連続しないのは一つの件名に所属する文書が複数頁に渡るためである。簿冊の頁と頁の間に付箋や私文書など罫紙を用いない資料が挿入された場合、それには丁番号が与えられないことが多い。それ故、全ての収録資料を網羅しない丁番号は簿冊中での資料の位置を正確に特定するものとは言い難いが、他により適切な通し番号を用いた目録が存在しない以上、本論文では「目録」記載の通し番号と内容に基づく件名を、収録資料の呼称法として使用する。

丁番号と内容に基づく件名は、「目録」記載情報の上で「文書綴」収録文書を特定するための最小単位であるが、さらに件名の下に内容の類似し時期的に連続して作成された複数の文書を含むこともある。そのため文書の呼称に件名を用いることは必ずしも文書の特定に繋がらず、本論文では「音第一二二号」のように「目録」記載情報に、文

書一点ずつを区別可能な情報を可能な限り付加した。「文書綴」全七巻のうち、昭和四五年の「目録」刊行時点で整理済みであったのは六五巻までである。六六巻から七一巻までは東京芸術大学附属図書館所蔵の「目録」では追加記載として簿冊表題一覧を印字した紙が挿入されていたが、丁番号と件名を整理した簿冊毎の目録は未作成である。本論文執筆のための調査において、「目録」の記載内容に問題を含む箇所を複数発見した。今後「目録」をより信頼の置くことのできるものに改訂する際の便宜のために、執筆者の気づいた限りのことを特記する。問題点を分類すると以下の通りになる。

まずは誤植と推定される箇所である。例に使用した文書の件名は「目録」に「伝習人入場許可願（志願人、令人名簿付）」と表記されているが、該当文書によると明治一三年一〇月に入学許可がおりたのは宮内省所属の伶人である。文書内で「伶」と表記された箇所が「令」と誤植されたと考えられる。引用史料の件名に誤植が含まれる場合は右脇に「ママ」と注記した<sup>(29)</sup>。他にも単純な誤植であり「目録」に目を通すだけで比較的容易に誤りに気付きやすいと考えられるものから、その誤記により「目録」を使った内容確認に支障を来しかねないものもある<sup>(31)</sup>。

次に単なる誤植ではなく件名をつけた人物の文書誤読が原因と考えられるものである。巻一一所収九二丁の件名は「メーソン、唱歌掛図」教育博物館より借入」とあるが、文書の内容からは「音楽取調掛メーソン編「唱歌掛図」を教育博物館から借入」と改題した方が適当である<sup>(32)</sup>。本論文でこの問題点を含む件名の付いた史料を引用する際は、現行の目録との整合性を優先して原則的に目録通りの件名を使用した上で、注記する。

また簿冊に収録されている文書が目録に漏れている箇所が散見された。卷一二では「二三 東京師範より休業通知」と「二四 学習院へ音曲停止のため唱歌授業休業通知」との間に「十月十日付 東京女子師範学校より音楽取調掛へ休業通知」が挿入される。卷一三では「二六 文部卿事務功程報告（伝習人募集、進歩、現状、巡回伝習の現況、「唱歌掛図」および「唱歌集」編成、出版の事等）」の後に「四〇 唱歌集出版について 号外第一号」が入る。<sup>(33)</sup> 卷二五では目録の冒頭が「六一 両師範学校および附属各校唱歌教授細目」とあるがその前に「明治二六年一月三〇日付宮城県師範学校取調員発音楽取調掛宛書簡」<sup>(34)</sup>が入る。<sup>(35)</sup>

保存の観点からの指摘では、状態が悪く劣化が進むものも混在する。卷二六で目録冒頭の連続する二件の件名である「一 東京女子師範学校卒業証書授与式のため楽器借用依頼」と「二 学習院生徒にメーソン唱歌教授の件」所収の三点の資料画像は汚損が激しく内容把握に支障を来す。現在では内容確認が難しい程劣化が進む資料のうちには、山住の論考中ではほぼ完全な翻刻が引用されているものもある。劣化防止のため資料保存のあり方が再考されるべきである。

さらに前節で一部史料の翻刻が東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』（音楽之友社 昭和六三年）に収録されていると触れたが、ここでの引用史料翻刻のうちにも誤植と思われる箇所<sup>(36)</sup>があったことを記す。参照の際には注意されたい。

## 第二章 共学をめぐる変遷

### 第一節 音楽取調掛の制度設計

本章では音楽取調掛時代における共学の変遷を、史料を通じて整理することを目的とするが、その前に音楽取調掛の制度設計者たちの構想を指摘したい。

日本の近代教育における「唱歌」は明治五年頒布の学制から登場するが、「当分のヲ欠ク」<sup>(37)</sup>との但書付のまま、以降数年間文部省側が唱歌導入のための努力をした形跡は存在しない。この間各地の教育機関毎に「唱歌」実現のための独自の取り組みの一つを實行していたのが、明治七年三月愛知師範学校長に着任した伊沢修二であった。同校附属幼稚園での唱歌遊戯の実践が、のちの伊沢の音楽教育への道を方向づけた。<sup>(38)</sup>

明治八年七月一八日、伊沢は師範学科取調員の一人として横浜を出航、アメリカへ渡る。この留学中にのち音楽取調掛の雇外国人として来日するL・W・メーソンに出会い、伊沢はメーソンから唱歌を学びつつ唱歌教育始動のための計画に着手することになる。伊沢と同日に横浜を出、留学生督学官として滞米中の目賀田種太郎が伊沢とメーソンの事業の協力者であった。留学中の成果を以て、明治一一年四月八日付で目賀田と伊沢の連名で文部大輔田中不二麿宛に初めて唱歌教育創成の構想書<sup>(39)</sup>を提出、さらに同年四月二〇日、目賀田は「我公学ニ唱歌ノ課ヲ興スベキ仕方ニ付私ノ見込」<sup>(40)</sup>を同じく田中文字部大輔宛に提出している。明治一一年四月八日付構想書の中でポストンの公立学校で

巻号	簿冊表題	年月	山住論文での表記	山住年月
42	文部省御達書類；本省特達；本省達綴；文部省特別御達書類；文部省御達書類	明治16年11月—25年		
43	音監回議書類上	明治17年	音監回議書類	明治17年
44	音監回議書類下	明治17年	音監回議書類	明治17年
45	音監経伺書類上	明治17年	音監経伺書類	明治16年
46	音監経伺書類下	明治17年	音監経伺書類	明治16年
47	音監開申書類	明治17年	音監開申書類	明治17年
48の1	文部省往復書類上	明治17年		
48の2	文部省往復書類下	明治17年		
49	往復書類上	明治17年		
50	往復書類下	明治17年		
51	必要書類	明治17年—19年		
52	参考書類	明治17年—18年		
53	音監回議書類	明治18年1月		
54	参考書	明治18年—20年頃		
55	諸向往復書類	明治18年		
56	授業料上納帳	明治18年		
57	証券類綴	明治19年1月—		
58	上野官舎並音楽取調掛図面	明治19年2月		
59	条約集その他（ソープレット条約書；小学唱歌作成関係書類）	明治20年3月—40年代		
60	取調掛日誌その他	明治14年—18年頃		
61	掛図原稿	明治14年—18年頃		
62	唱歌集原稿			
63	唱歌詞集			
64	音楽教師館新築関係書	明治22年		
65の1	東京音楽学校諸書類			
65の2	帝国議会関渉綴	明治24年—		
66	外国物品簿（御雇外国人俸給、疗費、備品等）	明治16年7月		
67	経伺例期書類	明治18年7月		
68	御達及伺上申書（等外吏一時賜金の件等）	明治18年		
69	本省会計局往復文書	明治18年		
70	費用積書類	明治20年4月以降		
71の1	博覧会出品関係目録	明治18年—大正2年		
71の2	博覧会出品関係目録	明治18年—大正2年		

出典：東京芸術大学附属図書館編『音楽取調掛時代所蔵目録』2 文書綴（東京芸術大学附属図書館 昭和45年）

「年月」について、原則的に東京芸術大学附属図書館編『音楽取調掛時代所蔵目録』2 文書綴（東京芸術大学附属図書館 昭和45年）の表記に拠った。簿冊の表紙記載の年月も適宜参照した。「文書綴」収録の簿冊の一覧表は、他に東京芸術大学附属図書館webサイト「貴重資料データベース」（<http://images.lib.geidai.ac.jp/frame.html>）にも掲載されており、こちらは表記が西暦である。年月に関しては『目録』、簿冊の表紙記載情報、「貴重資料データベース」の三者で表記が異なる箇所もある。

山住正己『唱歌教育成立過程の研究』（東京大学出版会 昭和42年）は東京芸術大学による史料整理以前に執筆されたものである。この表には、山住氏の表記と東京芸術大学による呼称の対応関係を可能な限り明記した。



表1 「音楽取調掛時代文書綴」収録簿冊一覧

巻号	簿冊表題	年月	山住論文での表記	山住年月
1	音楽伝習所創設書類	明治12年10月		
2	音楽取調所書類	明治12年		
3	音楽取調所書類	明治13年		
4	音楽取調所諸家嚮記	明治13年3月		
5	諸伺書類	明治13年7月		
6	往復書類、会計局ノ部	明治13年2月—14年6月	会計局文部往復書類	明治13年2月—明治14年6月
7	回議書類上	明治13年2月—14年6月	回議書類	明治13年11月—明治15年12月
8	回議書類下	明治14年6月—15年12月	回議書類	明治13年11月—明治15年12月
9の1	本省各局往復書類(1-103)	明治13年4月—	本省各局往復書類	明治13年—明治14年
9の2	本省各局往復書類(104-247)	—明治15年6月	本省各局往復書類	明治13年—明治14年
10	諸向往復書類上	明治13年5月—14年6月		
11	諸向往復書類下	明治14年6月—15年6月		
12	音監往復書類	明治14年	音監往復書類	明治14年
13	音監開申書類	明治14年	音監開申書類	明治14年
14	本省達	明治14年		
15	決裁請求書上	明治14年1月—4月	決裁請求書	明治14年1月—同6月
16	決裁請求書下	明治14年4月—6月	決裁請求書	明治14年1月—同6月
17	決裁請求綴回議書類上	明治14年7月—10月		
18	決裁請求綴回議書類下	明治14年10月—12月		
19	往復書類(会計局の部)	明治14年7月—15年6月		
20	音楽会計係 本省各局往復書類	明治14年12月—16年6月		
21	緊要書類上	明治14年12月—16年6月		
22	緊要書類下	明治14年—20年		
23	音監開申書類	明治15年	音監開申書類	明治15年
24	音監経伺書類上	明治15年	音監経伺書類	明治15年
25	音監経伺書類下	明治15年		
26	諸向往復書類上	明治15年	諸向往復書類	明治15年
27	諸向往復書類下	明治15年	諸向往復書類	明治15年
28	本省布達綴上	明治15年		
29	本省布達綴下	明治15年		
30	音楽取調掛 会計局往復書類	明治15年7月—16年6月		
31	音楽取調掛 諸家方嚮記	明治16年4月		
32	音監開申書類	明治16年	音監開申書類	明治16年
33	本省達書類	明治16年		
34	音監回議書類	明治16年	音監回議書類	明治16年
35	音監経伺書類	明治16年		
36の1	音監往復書類	明治16年	音監往復書類	明治16年
36の2	音監往復書類	明治16年	音監往復書類	明治16年
37	本省会計局往復書類上	明治16年7月—17年12月		
38	本省会計局往復書類下	明治16年7月—17年12月		
39	本省各局往復書類	明治16年7月—18年5月		
40	会計局各府県往復書類	明治16年7月—18年8月		
41	諸向往復書類(各府県之部)	明治19年—		

唱歌教育が実施されるようになった経緯、それに対するメーソンの功績、唱歌の効用等を挙げた後、日本で唱歌教育を実施するにあたっての具体案を列挙している。それによると、即ち日本伝来の音曲中歌詞や曲調に風紀的に問題のないものを選び、それに西洋音楽を補って作る国民音楽即ち「国楽」の創成を目的とした。唱歌は国楽であり、全国<sup>(41)</sup>の教育機関での実施を前に適否を確認するため、まずは東京師範学校・東京女子師範学校とその系列校で試行されるとした。実際、メーソンは着任後まず両師範学校とその系列へ出張教授に赴いている。

全一条の案のうち「七 氏我レニ来ラバ前記ノ事ヲ興スニ着手セシムヘシト雖モ併テ師範学校生徒ニ音楽ヲ教授セシムルハ勿論ナリ、然カスル中ニハ生徒中ニモ就中女子生徒ニテ氏ノ助ケニナルモノ真ニ出来ルベシ」と、初めて音楽と性について述べる箇所があることに注目したい。目賀田の指摘の理由はこの史料に見出せないが、これは音楽取調掛の年次報告で東京師範学校、東京女子師範学校とそれぞれの付属校における出張伝習について東京女子師範学校とその系列校の成績が東京師範学校とその系列校より毎年優れていることと対応している(後述)。山住は学制施行期の文部当局はドイツ教育論の影響で愛国心教育と女子教育に唱歌教育の意義を見出していることを指摘しているがその影響も否定できない。<sup>(42)</sup>

明治十一年五月二日横浜に帰着した伊沢は、以後大蔵官僚に転出する目賀田において唱歌教育実施とその機関設立の中心に位置することとなる。明治十二年一〇月二三日に音楽取調掛が設置されると同時に伊沢は音楽取調御用掛に任命され、同年同月三〇日に文部卿寺島宗則宛に「音楽取調ニ付見込書」<sup>(43)</sup>を提出した。これによると音楽取調掛の目的は次の三点である。「第一項 東西二洋ノ音楽ヲ折衷シテ新曲

ヲ作ル事 第二項 将来国楽ヲ興スベキ人物を養成スル事 第三項 諸学校ニ音楽ヲ実施スル事」。従来国楽創成の事業はメーソンと彼を補助する日本人が担当し、楽曲の実施場所は東京師範学校ならびに東京女子師範学校とされていたところ、初めて機関内での人材育成を主眼においた計画書となっている。この史料は以降の音楽取調掛の基本方針として、また東京音楽学校の原点として頻繁に引用されることとなる。<sup>(44)</sup>

さらに第二項の続きに生徒の募集要項案の記載があるが左の通り引用する。

(前略) 此ノ目的ヲ達スルニハ生徒ノ種類亦之ニ随テ撰択セサルヲ得ス。則其要件概ネ左ノ如クナルベシ。

第一 学識 普通ノ読書ニ差支ナキ者

但英文ヲ解スル者ハ最モ善シトス

第二 年齢 十六年以上二十五年以下ノ者

第三 技芸 雅楽又ハ俗曲ヲ習得之者

第四 性 男或ハ女

右格ニ合フベキ者大凡二十名ヲ募集シ三年間ノ見込ヲ以テ之ヲ

教養シ西洋音楽及日本音楽ヲ習得セシメ漸ヲ以テ国学ヲ制定ス

ルノ一助ニ供スベシ。(後略)

目賀田種太郎の「我公学ニ唱歌ノ課ヲ興スベキ仕方ニ付私ノ見込」は掛外の学校での伝習に際する考察であったが、「音楽取調ニ付見込書」において伊沢は音楽取調掛内部での人材育成に際しても募集要項の性別は男あるいは女、と記載している。東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』(音楽之友社 昭和六二年)二〇頁では音楽取調掛発足の時期について、「明治一

二年九月に施行されたアメリカ式制度による教育令の公布により、学制は改革せざるを得なかった。メーソン方式（つまりはアメリカ方式）を取り入れた音楽伝習所は期せずして、その波にのり、誕生したのである」と解説するが、明治一二年教育令で同時に共学禁止を明文化したことも忘れてはならない。

折しも共学禁止規定を明文化した明治一二年教育令公布と時を同じくして発足した音楽取調掛は、少なくとも伊沢修二や目賀田種太郎といった制度設計担当者の構想においては教育令通りに共学を禁じる予定はなかった。理由として、音楽の女子教育への効用が文部省内で認識されていた、或いは前近代以来芸事の一つとして音曲に習熟する女性が多く、「音楽取調ニ付見込書」中の生徒募集要項第三を満たすのは女性であったといった事情が挙げられるが、何よりここでは伊沢や目賀田の中では後年に見られるような官立専門学校として存続することが想定外だったからではないだろうか。明治一二年段階の構想の中にある機関の主たる目的は「国楽」を創成して唱歌を通じて国民衆としての音楽を普及する研究機関となることである。明治一二年一〇月段階の伊沢の「音楽取調ニ付見込書」中の構想でも、その目的は音楽取調掛の国楽養成機能の継承者養成であり、唱歌教員も、まして「音楽師」の育成も浮上しない。

## 第二節 最初の伝習生募集

明治一二年一〇月の発足以来、音楽取調掛の教育活動開始は遅れた。東京師範学校・東京女子師範学校とそれらの附属校への出張授業もメーソン来日後の明治一三年四月を待つことになった。明治一三年六月、最初の伝習生募集が計画される。募集計画内容を記す「伝習総則

案文<sup>(45)</sup>は全六条だが応募資格については「従前音楽（雅楽俗曲等）ニ習熟セシ者ニテ西楽伝習志願ノ者当分三十名以下ヲ限り当所ニ入ルヲ許ス」と記すのみで、性別規定は存在しない。伝習生募集の目的について二項目挙げ、まずは音楽取調掛創成の唱歌の適否を試す対象として、次に雇用期間が満了したメーソンの帰国後に備え、メーソンの技術継承者を募る必要を述べている。前者は本来両師範学校での出張伝習で行っていたことであり、後者は明治一二年「音楽取調ニ付見込書」のように継承すべき技術を国楽に限定していない。

これに対する応募者氏名一覧を文部省に提出した際の文書が「はじめに」で引用した【基本史料<sup>(46)</sup>】となる。意見を付した浜尾、島田、九鬼の三名全てが明治一二年教育令第四二条との抵触に難色を示しているが、島田の意見はこの第一回伝習生募集への応募者が定員に満たなかったことに沿っている。実際この名簿に氏名記載がある志願人は何人六名、一般志願者一二名の計一八人で、一般志願者一二名のうち島居忱を除く一一名は全員女性であった。同年九月には九鬼が「即今志願ノ者俗人共廿名ニ充タル趣<sup>(47)</sup>」と欄外に記している。この時点から志願者が増えることはなかったのだろう。結果音楽取調掛は翌年にかけて伝習生追加募集を行うことになる。

従来の構想では国楽創成の研究機関的な色あいの強かった音楽取調掛が、アメリカにおける唱歌教育普及の功績者であるメーソン来日を受けて機関内部で人材養成を開始する、すなわち学校としての性格を兼ね備えるようになった。この変化を見て、文部省側は教育令第四二条の適用を問題視するようになったのではないか。しかし第一回伝習生募集を取り巻く現実には志願者の定員割れであった。必要とする人数が集まらない以上、島田の附述に見られるように現場の裁量で席を区

別する等の措置を講じることが適切と考えられたと推測される。

### 第三節 生徒募集拡大路線と女生徒募集停止

前節で見た通り、明治一三年一〇月募集では応募者が募集定員を割り込んだ。その欠員を補うため、明治一四年二月追加募集を行う。<sup>(48)</sup>今回は募集手段として新聞広告を用いており、左に掲載する。

音楽伝習人欠員有<sup>レ</sup>之七名限り入学ヲ許ス。

志願ノ者ハ男女ヲ論セス左之通相心得

当月中ニ当掛江申出ツベシ。

一年齢一八年以上之者

一 俗曲亦ハ雅楽ニ通スル者

一 通常ノ文通ニ差支ナキ者

一 音楽教員タルベキ志願アル者

(この後音楽取調掛の住所が続くが略す)

募集枠は七名と設定したところ、結局同年四月になり新規一二名の入学が決定された。<sup>(50)</sup>

これ以降伝習生募集を巡って文部当局と折衝を繰り返すこととなるが、明治一六年一月決定までに主な争点となったのは従来の伝習生ではなく、諸府県から音楽取調掛へ派出され伝習を受ける伝習生（以下「府県派出伝習生」と呼称）であった。

唱歌教育の早期導入のため、設立以来音楽取調掛が日本国内の学校教育に適用する唱歌の編集事業に当たっていたが、唱歌を全国の学校で教授できる能力を持つ教員が存在しないことは唱歌普及の大きな障害であり続けた。そしてこれは、音楽取調掛が独自に募集する伝習生制度では解決できない問題であった。理由は次の通りである。第一に

表2 音楽取調掛の伝習生募集計画一覧

No.	呼称	史料	伝習生養成目的	公示方法	定員(人)	入学者数(人)	特記
1	明治13年10月入学	【基本史料】 【7-22】	メーソンの後継者養成	不明	30	22	
2	明治14年2月募集	【15-41】	音楽教員	新聞広告	7	12	1の欠員補充
3	明治14年12月計画	【24-1】 →【24-5】	府県派出伝習生育成	新聞広告	20	—	実施せず。
4	明治15年4月入学	【23-19】	(不明)	(不明)	(不明)	17	計画不明
5	明治16年4月入学	【35-22】	明記せず	新聞広告	20	13	男子のみ
6	明治17年5月募集	【46-217】	音楽唱歌の実施に従事	各府県に照会、 新聞広告	25	23	府県派出伝習生のみ
7	明治19年10月募集	「読売新聞」 明治19年10月 23日	明記せず	新聞広告	25	不明	共学再開

この表は音楽取調掛の伝習生募集計画を、「文書綴」から記載内容を元に集めたものである。

府県派出伝習生については、明治17年5月募集として文部省から府県へ照会が実現したものを記載した。明治17年以前の府県派出伝習生など、計画が存在せず音楽取調掛と各府県間、文部省等の直接交渉を経たものは割愛した。ただし、明治15年4月入学は論旨上重要であると判断したため、募集計画未発見ながら掲載した。

「史料」欄には募集按決定稿、もしくは入学者名簿掲載の史料を記した。「文書綴」掲載史料の場合、【巻番号-史料番号】で表した。

伝習生の育成目的が全国の学校教員養成に対応していなかったことである。明治一三年六月発表の募集要項ではメーソンの技術継承者と位置づけているため、欠員募集のために出された明治一四年二月広告の「音楽教員タルベキ志願アル者」という記載は、取調掛員として取調事業への貢献や出張講義先である東京師範学校、東京女子師範学校とその系列校での講師をする意思を確認するに留まるものではないだろうか。西洋音楽を解するのがメーソンのみという音楽取調掛の教員不足は深刻で、明治一四年三月には、解決方法として優秀な伝習生に未熟な伝習生を教授させたいので特別に給与を支払いたいと文部省に願ひ出た。<sup>(51)</sup>

他にも伝習生の出身地域の偏在といった問題<sup>(52)</sup>もあるが、音楽取調掛の伝習生を唱歌教員として全国に派遣するのは現実的ではなかった。音楽取調掛も全国の唱歌教員不足の問題を認識し、明治一四年末文部省へ府県派出伝習生募集案<sup>(53)</sup>を提出し裁可を仰いだ。書類の中では現在在籍中の伝習生の進捗状況に触れ、明治一五年二月に卒業させたのち音楽取調掛の助教として採用すると述べている。その上で唱歌教育普及の目的を果たすためには全国で教員となる伝習生を新たに募集する必要がありとし、明治一五年二月に各府県から募った伝習生に凡そ二年間唱歌教育を施すと述べている。この計画は文部省の反対にあり、明治一四年一二月に一旦却下された。普通学務局長辻新次<sup>(54)</sup>の意見書<sup>(55)</sup>によると、唱歌に限らず現在全般的に教員不足の状況にあるため、府県から上京させて教育を受けさせるならば「先以テ小学校学科中最緊切急要ナルモノノ教員ヲ養成スルコト」が筋であると述べている。

この返答を受けて翌明治一五年一月、音楽取調掛は再び<sup>(56)</sup>伺を提出し、粘り強く文部省側の説得を試みている。前回から引き続き起草を担当

している音楽取調掛監事神津専三郎は、小学校の他の科目の教員は全国の師範学校で教育可能である一方、唱歌教員については「全ク創造ノ事ニ有レ之候得者、巧拙適否ハ措テ問ハザルモ其需メニ応ズベキ者断ジテ無レ之、真ノ欠乏ト申スベキ有様ニ有レ之候」と人手不足の深刻さを述べている。唱歌教員養成は一朝一夕に叶うものではなく、「少クトモ二ヶ年内外ノ歲月ヲ要スベキ見込ニ有レ之」と将来の需要に應じるためにも今から養成開始することが重要であるとする。現に明治一四年二月の伝習生募集の際諸府県からの応募者も少なくなかったが、「遠国地方ニ於テ自然其手順ノ後ルルヨリ募集人員既ニ満ルヲ以テ乍レ遺憾之ヲ許スコト能ハザリシ例モ之アリ」と報じている。昨春秋から新潟、千葉、その他諸県及び京都府等から唱歌教員が必要だと照会を受けており、音楽取調掛の府県派出伝習生募集は各府県の希望でもあるとする。募集方法は新聞広告とし条件の第一に「男女ヲ論ゼズ年齢一五年以上三〇年以下ノ者ニシテ卒業ノ上ハ唱歌教員タルベキ見込ノ者ニ限ルベシ」と明記している。修業期間は二年として卒業後は唱歌教員の免状を発行する計画であった。文部省側から反対意見を付したのは辻新次であった。その主要部分を左の通り引用する。

抑該取調掛ノ儀ハ即今専ラ取調中ニシテ未ダ全ク調了シタリト云ベカラズ。然ルニ今直教員養成ニ着手スルハ少シク早計ノ処置ニハアラザル乎。且又該掛ニ於ケ右取調既ニ十分ニシテ之ヲ各学校ニ於テ教授セシムルヲ得ルノ日ニ至ラバ先其教授ヲ師範学校ニ移シテ之ヲ師範生徒ニ授ケ、漸ヲ以テ各地方へ普及セシメラレ候事順序当ヲ得タル儀ト存候。尤從來迎モ取調ノ傍ヲ試ミノ為メ伝習人ヲ置キ唱歌伝習相成居候儀ニ付、今般モ之レト同一ノ者ヲ募集シ唱歌伝習相成候テ可レ然儀ニ候へ、殊更ニ右

教員為ルヘキ者ハ募集候儀ハ旁断然御見合セ相成度。就テハ広  
告文第一項卒業ノ上ハ唱歌教員タルベキ云々ノ件ト第三項唱歌  
教員タルベキ免状云々ノ件ハ削除相成度。且其募集人員モ今少  
シク減セラレ度候。<sup>(57)</sup>

教育課程が未だに整わない音楽取調掛での唱歌教員養成には断固反  
対の態度を取り、唱歌教員養成教育も師範学校で行うようにとの要望  
である。文中に二ヶ所登場する「教員」は文字の右に○をつけて強調  
し、教員養成に対する辻の問題関心の高さと音楽取調掛での教育活動  
への不信任が表出している。明治一三年一〇月の段階で音楽取調掛に  
教育令第四二条を適用するにあたり、音楽取調掛が学校であるとの認  
識を浜尾、島田の両者が示して以降、この見解は決して固定されたも  
のではなかった。例えば明治一四年三月、伝習を終えた生徒の資格に  
ついて卒業証書を授与したいと初めて文部省に伺いを立てた際、「音  
楽取調所ノ儀ハ其学科課程モ未タ整備ノ場合ニ至ラス。況ヤ其生徒ハ  
生徒ト称セスシテ伝習人ト称シ未タ学校ノ体裁ヲ為スニモアラザレバ  
卒業証書ヲ授与スルハ穩当ナラザルガ如シ。伝習人中伝習ノ証ヲ受ケ  
ンコトヲ願フ者アルトキハ其證ヲ与フルノミニシテ可トスルニ足ラ  
ン」と却下されている。明治一五年一月の提案は辻の反対にあり、福  
岡孝弟文部卿や文部少輔九鬼隆一の目に触れることなく終わった。<sup>(58)</sup>

同年四月、音楽取調掛は一七人の新入生に入学許可を与え、文部省  
側からの了承を得た。<sup>(60)</sup> 対応する募集計画が残存しないため唐突な印象  
を受けるが、これまでの募集に比べると私的な縁故を用いた募集だつ  
たと推定される。理由は次の通りである。入学許可者の名簿によると  
その内訳は新入生、女子師範学校予科生、女教員及び卒業生と三区分  
され、それぞれ四名、三名、一〇名である。圧倒的に多くを占める東

京女子師範学校関係者は、明治一三年四月以来音楽取調掛が唱歌の施  
行のため継続的に出張教授を行っていたが、著しい成果が見られると  
して音楽取調掛側から注目されていた。<sup>(61)</sup> 明治一五年一月の辻の意見中  
に見られる通り、唱歌教育技術を師範学校に移すことの類似案として  
東京女子師範学校の一部の関係者を音楽取調掛に通所させることにし  
たのではないだろうか。新入生の一人であった幸田延はのちに入学の  
経緯について、東京女子師範学校附属小学校へ在学していた際、唱歌  
伝習のため来学していたメーソンの目にとまり、事前にピアノの指導  
等を受けた上、小学校卒業と同時にメーソンの勧めを受けて音楽取調  
掛に入学したと語っている。<sup>(62)</sup> 他の三人の応募経緯は不明だが、明治一  
五年四月の入学者たちは音楽取調掛と直接的な縁故がある者が多いと  
推定される。結果的には、この際入学許可が下りた東京女子師範学校  
関係者は明治一六年四月までに全員が退学し、幸田ら四名の新入生が  
主に東京音楽学校教員として活躍することになった(詳細は後述)。

以降明治一五年末まで伝習生募集計画は具体的には見られない。そ  
の間の伝習生募集に関する主たる成果は次の二点である。一点目とし  
て、明治一五年一二月二日、同年一月から神田で開催の学事諮問  
会に参加した各府県の学務課長らを音楽取調掛に招き、伝習の様子を  
見せると同時に伊沢修二が唱歌教育の重要性を訴えた。<sup>(63)</sup> 二点目は師範  
学科取調員の受入である。東京師範学校の欠員を利用して全国の師範  
学校から上京の上留学中の者のうち一七名が明治一五年一二月二七日  
を以て音楽取調掛に入学許可された。<sup>(64)</sup> これについては、同年九月に文  
部省普通学務局より音楽取調掛に宛て師範学科取調員が音楽取調掛で  
の伝習を望んだ場合便宜を計らうように指示が出ている。<sup>(65)</sup>

これらの成果を踏まえて、音楽取調掛は明治一五年一二月に再び伝

習生募集計画を文部省に提出した。<sup>(66)</sup>起草者はこの一年間の経過を説明し、「本年十一月中学事諮問会開会ニ際シ各府県学務吏員等親シク本掛ニ就テ唱歌教員ヲ要メ候者モ有レ之。伝習生募集ノ期ヲ尋求スル者モ有レ之。又府県中現ニ伝習生ヲ派遣候者モ有レ之候様ナル情況ニ有レ之候」と一二月の学事諮問会でのやりとりを引用して府県派出伝習生育成が府県側の要望にも合致している点を再三に主張している。募集は新聞広告で行うとし、広告案を添付し裁可を仰いだ。案の形式は明治一五年一月に提出した広告案と類似し、募集人数は二〇名、「各府県ニ於テ右伝習生差出度向ハ直チニ本掛ヘ照会スルベシ」と明治一五年一月と同様府県単位の派出の可能性も示している。明治一五年一二月募集案に関して最初に文部省から指摘されたのは卒業後の資格についてであった。広告案では応募条件として「伝習生ハ男女ヲ論セス年齢十五年以上三十年以下ノ者ニシテ卒業ノ上ハ師範学校若クハ中学校唱歌教員タルベキ見込ノ者ニ限ルベシ」と明記しているが、普通学務局長意見として辻新次は「本按ヲ案スルニ師範学校若シクハ中学校教員タルベキモノヲ募集セントノ儀ニコレアリ候。唱歌教員ヲ養成スルハ其關係重要ノ儀ニ有レ之」と前置きし、明治一五年一月時点での意見と同様に教員養成問題を重要視するため、学科課程の整わない音楽取調掛で唱歌教員を養成することの中止を要請した。東京師範学校、東京女子師範学校での唱歌教育を継続し、「音楽士」、則ち唱歌教員にならない者を音楽取調掛で養成することは認めた。辻の意見の要旨は明治一五年一月段階と基本的に不変である。この指摘を受けてのことと考えられるが、先に引用した応募条件の箇所は「師範学校若クハ中学校唱歌教員」が線で消され、右脇に「音楽師」と書き直されている。同様の修正は広告案中卒業後の資格を記した第三条にも「修業年限ハ

四ヶ年ト定メ卒業ニ至リ唱歌教員タルベキ免状ヲ付与スベシ」と適用された。音楽取調掛による訂正後、浜尾新の意見書には、「本伺ハ学科課程ト密着ノ關係アルヲ以テ該課程ヲ觀ルニ非サレバ其可否ヲ知ル能ハス」と前置きした上で、「音楽師」の位置づけの不十分さが指摘されている。このように浜尾の意見は音楽取調掛の制度の不備を指摘する点では辻と共通している。辻は音楽取調掛による修正案にもさらに「矢張本局意見ノ旨趣トハ相違致シ候間更ニ改按相成度存候。」「音楽師云々免状云々手当金云々種々不充當之廉可レ有レ之ト思考仕候也」とし、募集案をめぐる議論は中断している。<sup>(70)</sup>

翌明治一六年一月、音楽取調掛は更なる伝習生募集広告を提出した。<sup>(71)</sup>大きな特徴はこれまでの争点となった伝習の目的を記さなくなったことである。浜尾も、辻も反論は述べなくなったが改変を要求したのは九鬼隆一であった。彼の意見はこれまで議論の中心であった学科課程のことではなく、久しく話題に上らなかつた共学についてであった。

音楽生徒ニヲヒテハ男女ニツナガラ入用ナルコト実ニ不得止次第ナレドモ教育令中男女教場ヲ異ニスヘキノ明文モ有レ之。何分男女混合シテ生徒ヲ募集スル儀ハ許容シ難シ。或ハ男或ハ女何トカ別趣向ヲ立テ何レカ一方ヲ募集スル様可レ然。其他ノ件ハ本按通。<sup>(72)</sup>

伊沢は「伝習生ヲ男又ハ女ニ限リタキ見込ニテ段々考究候得共、何分男女共ニ必要欠ク可ラサルニ付、広告文ニハ男女ノ別ヲ揚ゲズ男女共ニ入学許可スベキ見込ニ候。尤取締ノ向等ニ就キテハ一層嚴重ノ方法等可ニ相設見込ニ有レ之候」と九鬼の決定の回避を希望するものの、結局は二月に入つて「本掛伝習生募集之儀ニ付音監第廿一号ヲ以テ相伺候処男女ノ内孰レカ一方ニ定メ募集可レ致旨欄外御指令ニ相成候ニ

付既ニ審議ヲ遂ゲ候処、到底男子之方将来ニ望ヲ属シ候事多ク有之  
□□取締向モ大ニ便宜ヲ得候ニ付、男子ニ限り候様致度。就而者廣告  
文第一項左按之通り改正可然哉」と前置した上で伝習生募集条件  
を「伝習生ハ年齢十五年以上三十年以下ノ男子タルベシ」と改正する  
事になった。

#### 第四節 共学禁止決定に至るまでの更なる考察

明治一六年初頭の伝習生を男子に限る決定の経緯には不審な点が残  
る。共学という措置は学校の中では例外に位置するとはいえ、音楽取  
調掛側としては必要な措置だと認識していると確信される。明治一  
年の目賀田種太郎の予告通り、音楽取調掛の事業で実績を挙げている  
のは東京女子師範学校とその系列学校の生徒達であり、俗人を除いた  
一般の伝習生の内では女子伝習生であった。明治一三年一〇月以来、  
一般募集者のほとんどは女性が占めることになり、音楽取調掛内の伝  
習生の多くは退学したものの、伝習に一応のめどが立ち音楽の技術を  
体得した者は結果的に女性であった。そのため九鬼の意見を受けて  
「到底男子之方将来ニ望ヲ属シ候事多ク有之」とまで言い切る理由は  
見当が付かない。

また、明治一三年一〇月、共学を実施するに際して文部省から嚴重  
な取締を指示されたにも係らず、それ以降音楽取調掛が積極的に注意  
を払った形跡は見られない。<sup>(75)</sup> 東京芸術大学百年史編集委員会編『東京  
芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』（音楽之友社 昭和六二  
年）では「伊沢掛長は伝習生に発行した「音楽伝習（男生徒女生徒）  
心得」の第一條で男女間には一線を敷き、みだりに交流することなく、  
伝習にはげむよう命じている」と述べるが、発行時期が問題である。

『百年史』掲載の文書には発行年月日の記載は無いが、「文書綴」にお  
いて前後に収録された文書から明治一六年二月上旬発行と推定される。  
文部本省には提出しない内規の形式を取る。内容は全八条であり、  
『百年史』言及の箇所は第一条「音楽伝習（男生徒女生徒）取締ハ  
（男女）生徒ヲ專管シ以テ男女ノ区域ヲ混乱セシメズ能ク其分ヲ守リ  
本掛規則ヲ遵奉セシムルヲ以テ其任トスベシ」に相当する。第二条は  
男女生徒の品行監視方法について言及したもので、残りの六条は教場  
の出入りや楽器の配当等を例に掛内の秩序維持を励行する文面であり、  
共学とは関係ない。このように、男女伝習生間取締の唯一の事例は、  
明治一六年一月の共学に関する意見を見て、急遽出されたと考ええるの  
が妥当であろう。

結局府県派出伝習生育成計画は、明治一六年以降文部省非公認のま  
ま各府県と音楽取調掛の直接交渉により随時受け入れを開始すること  
になり、明治一七年四月に至り漸く文部省を介して応募を府県に一括  
して照会する制度が整備された。<sup>(79)</sup> この際文部省に提示した募集案の中  
に、募集条件全四条のうち、第二条が「第二 年齢 十六年以上三〇  
年以下ノ男若クハ女」とあり、明治一六年制定の共学禁止事項は府県  
派出伝習生には適用されず、伝習生募集にあたり通常の伝習生と府県  
派出伝習生との間に二重基準が敷かれたことが判明する。

最後に、これまでの整理を元に明治一六年の伝習生を男子に限る措  
置が取られた理由を推測したい。文部省側にとり音楽取調掛の拡張を  
渋った主たる理由には、伝習生育成目的の不備が存在したのではない  
だろうか。音楽取調掛が行う通常の伝習生募集計画は明治一三年一〇  
月、明治一四年二月の二回であったが伝習目的が不明瞭であり、明治  
一四年末と明治一五年末に行った府県派出伝習生募集許可を巡る文部



省との交渉でも、その点が文部省に批判されることとなった。元来日本の教育に唱歌を導入するための研究機関として発足し、試行錯誤で伝習生を教育しては助教として採用する音楽取調掛の存在は学校と呼ぶには不足があるように文部本省側には映ったことだろう。初期の共学は、不足だからこそ許されていたものと捉えられないだろうか。

だが唱歌教員に窮乏する諸府県の現状を見て教員の卵である府県派出伝習生への教育に着手する希望を表明した途端、教育課程が未整備の音楽取調掛に教員養成を任せることに辻新次を中心とする文部当局は難色を示した。師範学科取調員の受け入れや直接交渉で音楽取調掛へ諸府県から派出される伝習生の増加を明治一五年後半以降目にしてきた文部省は、教員養成機能を担わせるのと引き換えに教育令の例外であった共学を認めない態度に出ることになったと推測される。

### 第三章 共学再開と東京音楽学校構想

#### 第一節 伝習生を男子に限る措置の伝習生育成への影響

前章の通り、当初は府県派出伝習生受け入れのため音楽取調掛が文部省に対し粘り強く行ってきた交渉は、通常の伝習生教育の対象を男子に限定するという、当初の目的からは外れた結果をも招くことになった。だがこれはあくまで書類上の措置であり、伝習生育成の現場ではより柔軟な対応が行われていた点を本節では明らかにしたい。

伝習生を男子に限る措置に従った募集案を出した後二月中に一度試験を行い七名に入学許可を出した<sup>(80)</sup>。その後従来の応募締切が明治一六年二月末であり遠隔地の出願者に不便であるとの判断から、応募締切

を同年三月三十一日まで延期する措置が取られた<sup>(81)</sup>。同年四月五日に試験を行い、六名の入学が許可された。入学者は合計一三名であり、当初の募集計画における定員二〇名を満たさない。以降明治二〇年の募集まで伝習生募集は男女ともに応募可能な府県派出伝習生募集に限定された。

次に、明治一六年二月の段階では伝習生募集広告条文の一部であった、伝習生を男子に限る規定は「音楽取調掛規則」に取り入れられ、文部省の裁可を受けたことで、伝習生募集規定に限らぬ一般条項となった。音楽取調掛に既に在学中の女子伝習生はそれゆえ「音楽取調掛規則」に外れる存在となった。音楽取調掛は同年七月、在学中の女子の伝習生六名を「見習生」に申し付けたい旨文部省に願ひ出て、許可がおりた<sup>(85)</sup>。音楽取調掛は見習生設置の理由を「今般本掛規則制定相成、伝習生ハ男子ニ限り候ニ就而者、従来通学伝習罷在候女生徒之儀、此際悉皆廢除ニ可ニ相成候ニ有レ之候処、兼而本件処置之儀ニ付具陳致置候通、別記之者ハ音楽特志之者ニ係リ殊之外勉強ニシテ執レモ優出堅志ニ有レ之。皆後來音楽取調ノ事業ニ従事セシムベキ望ヲ属シ候者共ニ有レ之候」と説明したが、六名中幸田延、遠山キネ、木村サク、森トミ、小木トモの五名は後に東京音楽学校教員となり、市川ミチは女学校教諭の道を歩むこととなった<sup>(86)</sup>。幸田、遠山、市川は、音楽取調掛が初めて実施した卒業式にて、木村、森、そして小木トモは明治二〇年二月一九日にそれぞれ所定の課程を終えたことを示す全科卒業生として卒業した。見習生とは、手当金支給額が「音楽取調掛規則」に定められた額より少額となる<sup>(87)</sup>のみで、その他は通常の伝習生と同様に音楽取調掛で教育を受け、通常の伝習生以上に将来を嘱望される存在であった。

では、見習生として認定されなかった女子伝習生たちはどうなったのだろうか。音楽取調掛時代に通常の伝習生として入学した者の退学率は非常に高いが、明治一六年に伝習生を男子に限る措置を講じた時期の退学事例として明治一六年四月一九日の事例の他には見当たらない。ここでの退学者名簿を見ると、七名は全て女性で、明治一五年四月の入学者のうち「東京女子師範学校予科生」三名、「女教員及ヒ卒業生」四名であることが判る。東京女子師範学校関係者のうち「女教員及ヒ卒業生」に該当する残りの六名は明治一五年四月に既に退学しており、明治一六年四月を以て全員が音楽取調掛を去ることとなった。伝習生を男子生徒に限定する措置では在籍する伝習生のうち東京女子師範学校関係者を一掃し、手当金を半額以下とする「見習生」制度を新設し、「見習生」を含む一般の伝習生には教員志望の伝習生よりも長期間の教育を引き続き行った。

## 第二節 明治一九年―共学再開と「音楽学校設立ノ儀ニ付建議」―

明治一八年七月の全科卒業生輩出以来、明治一九年二月に音楽取調所に昇格するなど事業の成果が現れ始めた音楽取調掛は、官立学校昇格のための動きを本格的に開始した。その現れが明治一九年秋の「音楽学校設立ノ儀ニ付建議」である。伊沢の構想、起草をもとに、同年一月に森有礼文部大臣に提出したこの建議は、従来の音楽取調掛の姿勢からは見えづらい、芸術教育奨励の立場に抛り論を展開している。音楽取調掛の貢献については次のように紹介している。

惟フニ音楽取調所ハ数年前ノ設立ニ係リ、爾来汎ク本邦及西洋ノ音楽ヲ考査シ、佳良ノ楽曲ヲ選定スルヲ以テ其職トシ、旁ラ

音楽生徒ヲ養成シタルモノナレハ、今日ニ至リテハ既ニ幾多ノ経験ヲ積ミ、進テ一個特立ノ音楽学校トナルヘキノ期限ニ熟セリト云フモ可ナラン。

それにも係らず、近年音楽取調掛の規模は縮小に向かい、現在の教育における欠点であると指摘している。教員養成事業については建議の中では触れられていないのである。

建議の文面からは演劇改良運動とのつながりや、図画取調掛の設置に触れることもある。併し「建議」の文面以外にもこの建議が裁可されたことの要因として見習生の活躍が挙げられるのではないだろうか。養成目的が唱歌教員に限られない全科卒業生として「建議」作成当時に卒業済みであったのは明治一八年七月卒業の幸田、遠山、市川の三人の見習生である。

元來教員養成課程とは異なり時間をかけて伝習を行う「少年生」として採用され、共学禁止措置ののちには見習生として目覚ましい成績を残し、音楽取調掛主催の演奏会に出演することで音楽取調掛外部の人々の目に触れることの多かったことが、芸術教育の観点からの官立学校昇格運動をも後押しすることになったのではないだろうか。

「建議」を受けて明治二〇年一〇月、音楽取調掛は官立東京音楽学校となる。同じ年の初頭、音楽取調掛の伝習生募集が久々に行われ、ここで共学が再び開始されることになる。「文書綴」のみならず東京芸術大学附属図書館所蔵の史料量は明治一八年以降減少しており、この件について明治一六年の場合のように審議過程を詳しく知ることはできず、入学者名簿も残存しない。東京音楽学校や東京芸術大学の見解として、女生徒の入学再開の時期は明治二〇年三月とされている。確認できる最古の文献である『東京音楽学校一覽 自明治二二年―至

明治二三年」中では「二〇年三月マタ女生徒ノ入学ヲ許可ス」<sup>(94)</sup>とあり、それ以上の情報は無い。

共学が再開したという明治二〇年三月入学者に対応する募集広告が明治一九年一〇月から一〇月にかけての「読売新聞」紙上に存在する<sup>(95)</sup>。初出は同年一〇月二三日で同様の広告が後六回掲載された<sup>(96)</sup>。文面は次の通りである。

来明治二〇年二月音楽伝習生凡二十五名試験の上入学を許す。

志願の者は左の諸項相心得来十二月廿五日限本掛へ願出づべし。

一、男女共満十四年以上満二十年以下の者たるべし。

但男子は入学後一ヶ年内徴兵現役の徵集に関係なき者に限る。

一品行端正身体健康にして発音及聴音力完全なる者。

一学科試験科目左の如し。

読方 日本外史国史略の類講読

作文 書翰文、片仮名交り文

算術 四則、比例

英語 綴字、読方、文典

右の外詳細の事項ハ本掛へ出頭の上承合すべし。

明治一九年一〇月 文部省総務局所属 音楽取調掛

入学許可者名簿をはじめ入学者選抜の詳細を示す史料は未発見であるが、何らかの事情で入学が明治二〇年三月に遅れたことと推定される。この新聞広告の出現で従来は明治二〇年三月から共学再開といったところ、構想自体は明治一九年一〇月以前から検討していたことが考えられる。つまり、音楽取調掛は官立学校昇格を目指す働きかけと共学復活を実行する動きをほぼ同時期に行っていたということが指摘できる。

## 小括

本論文では、東京音楽学校の共学の実現過程を、主たる史料として東京芸術大学附属図書館蔵「音楽取調掛時代文書綴」を用いて考察することを目的とした。

伊沢修二や目賀田種太郎が滞米中以来温めてきた構想では、音楽取調掛は唱歌教育実施に向けた研究機関であり、明治一三年六月に最初の伝習生の募集計画を提出した際も、メーソンの技術の継承者育成こそが喫緊の課題であった。伊沢らにとれば、能力的に適格であれば伝習生の性別は拘るべきものではなかった。伝習生を迎え入れる段階では育成課程も未整備なものであり、具体的な職業など伝習後の道筋も示されなかったため、唱歌や西洋音楽への無理解とも相まって定員割れを起こした。明治一〇年入学許可者名簿を見た文部省首脳部は明治一二年教育令第四二条が存在する以上共学という事態に難色を示した。これは研究機関として出発した筈の音楽取調掛を学校としての性格を認める判断であるが、十分な人数の伝習生を集める目的を優先して共学を黙認することになった。

伝習生募集とは別に、諸学校での唱歌教員不足に悩む府県に対応するため、唱歌教員養成課程を整える必要に迫られた。音楽取調掛は各府県から音楽取調掛に派遣され唱歌教員たる目的のために伝習を受け「府県派出伝習生」の募集計画を文部省に提出する。しかし従来の伝習生への教育課程も未完成の音楽取調掛の現状を理由に、辻新次ら文部省側は音楽取調掛で教員養成を行うことに強硬に反対した。明治一五年までは文部省の全面的な許可が得られぬまま、各府県と個別に

契約を結び府県派出伝習生を受け入れ、且つ唱歌試行の場であった東京女子師範学校や東京師範学校の関係者を唱歌教員の卵として通所伝習を受けさせた。

明治一六年一月、「音楽取調掛規則」完成を前にした時期に文部省から募集伝習生の男子限定を指示された。音楽取調掛の伝習生は規則上男子のみとなったのだ。実際には、府県派出伝習生は男女共、入学可能であったし、従来の女子伝習生は東京女子師範学校関係者以外全員見習生として在学を続けた。第一回、第二回全科卒業生として優秀な成績を取めた見習生は、唱歌教員養成だけを目的としない、音楽専門家養成機関としての音楽取調掛の実力を内外に知らしめた。音楽取調掛は共学再開と官立東京音楽学校への昇格を明治一九年から明治二〇年に成し遂げた。これは、文部省の首脳部交代や演劇改良運動の影響の他、音楽取調掛での教育課程の成立とそれに基づき教育を受けた見習生の活躍も寄与したことであろう。

音楽取調掛は学校か否か。明治一三年一〇月に最初の伝習許可者名簿を受け取った文部省首脳部が直面した疑問は、伝習生の良好な成績により解消され、東京音楽学校は共学を認める唯一の官立専門学校として開校を認められるに至ったのである。

最後に、今後の研究の便宜を図るためにも引き続き「東京芸術大学所蔵資料」のより良い整理が期待される。

## 註

(1) 音楽取調掛で教育を受ける在籍者の呼称は設立当初は「伝習生」と表記されることが多い。時代が下るにつれて「伝習生」という表記が出現し、東京音楽学校では生徒に統一される。本論文

では原則的に「伝習生」を用いるが、引用する文書の件名や文面では「伝習人」と「伝習生」が混在することを予め断わっておく。

(2) 二二 伝習人入場伺(志願人、令人)名簿付(「文書綴」巻七

「回議書類 明治一三年二月—明治一四年六月 上」所収) 音第一二二号 日付は一〇月五日回、一〇月八日伺済となっている。

カガミへの署名者は起草者と推定される音楽取調掛員の駒井道義の他、音楽取調御用掛伊沢修二、文部卿、文部少輔九鬼隆一、官立学務局長浜尾新、内記所長島田三郎の六名である。このうち文部省側の浜尾、島田、九鬼の順で意見附述がなされたと推定される。

(3) 明治二〇年一〇月五日付で東京音楽学校と改称。(東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』(音楽之友社 昭和六二年) 二八六頁)

(4) 明治一三年三月二日横浜着、明治一五年七月に離日するまで音楽取調掛に所属して伝習生の教育や東京師範学校、東京女子師範学校とその系列校への出張講義に従事した。

(5) 脚注では意見を付した三人について本論文で扱う、音楽取調掛存続の時期の役職を記し、史料解説の助けとする。まず浜尾新は明治一三年四月二〇日より官立学務局長。明治一四年一〇月二四日より同一八年二月九日まで専門学務局長。同日より同年一二月二七日まで学務第一局長。

(6) 『法令全書 明治一二年』所収 明治一二年九月二九日付太政官布告第四〇条

(7) 同一の教育機関で男女ともに生徒として採用し、同じ教室で同じ内容の授業を施し、同一の卒業資格を与える東京音楽学校の方

針はまさに共学である。前身の音楽取調掛においてはこの論文で触れるような紆余曲折が存在した。

- (8) 一九 音楽伝習規則伺(案文挿入)〔文書綴〕巻七「回議書類  
明治一三年二月―一四年六月上」所収) 音第一一一号 九月一  
六日回 九月二七日伺済 音楽取調掛駒井道義起草 署名捺印者  
文部卿 文部少輔九鬼隆一 音楽取調御用掛伊沢修二
- (9) 一〇 伝習生取締心得(「文書綴」巻三四「音監回議書類 明  
治一六年」所収) 音監回第四号 年月日記載なし
- (10) 服部幸三「音楽取調掛」資料研究序論)〔音楽教育研究〕(昭  
和四年五月)
- (11) 山住正己「音楽取調掛」資料研究」への期待と注文」(昭和  
四四年八月)
- (12) 「各種資料篇」には「目賀田種太郎関係資料」として、伊沢修  
二に音楽取調掛設立の際貢献した目賀田種太郎の関係資料を含む。  
その中に明治一一年二月日付メーソン発目賀田宛書簡、明治一二  
年一月二〇日付メーソン発目賀田宛書簡、明治一一年六月一七  
日付伊沢発目賀田宛書簡、明治一一年八月一五日付伊沢発目賀田  
宛書簡、明治一二年?伊沢発目賀田宛書簡を含むため、「各種資  
料編」も文書を含むと言える。
- (13) 佐藤秀夫「文部省」(赤松俊秀他編『日本古文書学講座九 近  
代編一』(雄山閣出版 昭和五四年) 所収) 一八五頁
- (14) 明治四〇年生。昭和六年三月東京音楽学校甲種師範科卒業。昭  
和二二年六月東京音楽学校教授。昭和四五年二月より昭和四七年  
一月まで東京芸術大学附属図書館長。(以上東京芸術大学百年史  
編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第二巻』音
- 楽之友社 平成一五年、東京芸術大学附属図書館概要 平成二三  
年/平成二五年 による)
- (15) 『音楽取調掛時代所蔵目録』二文書綴のはしがきによる。東京  
芸術大学所蔵伊沢修二の胸像の作成年代は昭和五年であるため、  
長谷川氏の回想中の創立記念日は昭和五年一〇月四日のことと推  
定される。
- (16) 上伊那図書館は平成一五年に閉館した。図書館の建物は残され、  
伊那市創造館と名称変更の上資料保存や展示を継承する社会教育  
施設として存続する。本論文の執筆者は伊那市創造館の所蔵資料  
目録を未確認であるが、上伊那教育会により収集された伊沢修二  
関連資料は、引き続き同じ建物で保存されていると見込まれる。
- (17) 『伊沢修二選集』(信濃教育会 昭和三三年) 編集のいきさつは  
同書「編集経過」による。
- (18) 「音楽学校設立ノ儀ニ付建議」(三二七頁―三二八頁) など。
- (19) 「音楽唱歌伝習ノ事」(三〇九頁―三一二頁) など。
- (20) 「音楽伝習所設置案」(二五六頁―二五九頁) など。音楽取調所  
創設期の書類について「文書綴」に収録されているにも係らず再  
引用の形を取っている。
- (21) 山住正己「唱歌教育成立過程の研究」(東京大学出版会 昭和  
四二年) 三〇六頁
- (22) 昭和四〇年九月は休載である。連載回数は合計で二五回となっ  
た。
- (23) 『音楽取調掛時代所蔵目録』掲載文書は全て公開されている。
- (24) 史料画像の公開は、日本学術振興会科学研究費補助金(研究成  
果公開促進費)の交付によるもので、東京芸術大学附属図書館は

これを平成一六年及び平成一八年度、平成二二年度に交付された。  
(<http://images.lib.geidai.ac.jp/>) 平成二五年一〇月一四日閲覧)

各年度の課題番号は一八八〇一〇(平成一八年度)一九八〇〇五(平成一九年度)二〇八〇〇五(平成二〇年度)二二八〇〇三(平成二二年度)で、史料画像自体は平成一三年四月より公開開始された。([http://www.jsps.go.jp/j-grantsnaid/13\\_seika/index.html#data](http://www.jsps.go.jp/j-grantsnaid/13_seika/index.html#data)) 平成二五年一〇月一四日閲覧)

- (25) 植村幸生「東京音楽学校公文書(教務関係)資料の概要」(平成一七年—一九年度科学研究費補助金基盤研究(B)研究成果報告書「近代日本における音楽専門教育の成立と展開」平成二〇年三月 研究代表者 東京芸術大学音楽学部 大角欣矢 所収)

(26) 手書き墨字の表題が付された年代の特定につながる根拠はないが、山住正己の論文では手書き墨字の表題が使用されているので本論文では史料整理以前の表題として作成年代を推定した。

- (27) なお巻二一と巻二二は史料整理の際「緊要書類 明治一六年(一四—二〇年を含む)」と表題を与えられ、巻二二が上巻、巻二二が下巻と区別される。実際巻二一に付されている史料整理以前の墨字手書きの表題は「緊要書類 明治一六年上」と表記されている。ところが巻二二に付されている史料整理以前の手書き墨字の表題は「明治一九年 経伺案綴」となっている。実際巻二二所収の文書の年代は明治一八年末から明治二一年の範囲であり、明治一六年作成の文書は含まないことを注意されたい。
- (28) 他機関所蔵の「目録」では追加情報が反映されていない虞れがある。第六六巻から第七一巻までの目録が早期に作成・公表されることが願われる。

(29) 「目録」の誤りを指摘するためには文書の内容ではなく「目録」における表記が問題となるため、巻番号と丁番号の併記で表現する。特に「文部卿」を「文部郷」と表記する誤植が目立つ。

この規則に従うと、「卿」↓「郷」の誤植は巻九の二—二四五丁、巻一三—一〇丁、巻一四—一二丁、巻二四—六二丁、巻二七—一九二丁、巻二八—七八丁、巻二九—一四八丁、巻二九—一四九丁、巻三九—一〇丁、巻三九—三八丁の一〇ヶ所である。

(30) 巻四八の二—一五〇丁「東京教育博物館(後略)」↓「東京教育博物館(後略)」

(31) 巻九の一—二六丁「音楽取調掛員柴田清熙明治一三年六月六日午後一時三〇分死亡通知」↓「音楽取調掛員柴田清熙明治一三年九月九日午後一時志望通知」巻九の一—五三丁「音楽伝習人中村専外二名退学願につき掛長より開申」↓「音楽伝習人中村専外一名退学願につき掛長より開申」巻二七—一九二a丁「女子より唱歌臨時休業通知」↓「女師より唱歌臨時休業通知」

(32) 同様の事例をほかに一例挙げる。

巻一〇所収二六丁の件名「東京師範学校へ「バイエル・インストラクションブック」貸出」は「東京女子師範学校へ「バイエル・メソデ」貸出」と訂正すべきである。

この文書の後には目録収録漏れの文書(後述)があり、両者の内容を取り違えてこのような誤りが生じたと推定される。

(33) 丁番号二六の件名に「出版の事等」という項目があるが、四〇丁以降筆跡も罫紙の種類も異なる体裁を取るため、二六とは別の文書として扱うのが妥当である。

(34) 書簡元文書と付箋、そしてペン字の翻刻案で構成される。内容

は宮城県師範学校からの楽器注文の件を音楽取調掛に便宜を図るよう依頼する文面である。詳細を伝える「別紙」の存在が書簡中で指摘されるがこちらは収録されていない。

(35) 他の事例を数点左に記す。

巻七の「三三 洋琴調子直の件伺い（英文手紙挿入）」と「三六 「ナショナルミュージックチャーナル」翻訳伺」の間に「三五 メーソン京都府下旅行免状照会の件に付回答 明治十三年一月二日一日 外務卿井上馨発文部卿河野敏鎌宛文書」が挿入される。巻九ではまず「八一 第二回内国博覧会三月一日開場事務掛より通報」と「八二 第二回内国勸業博覧会観覧券附与通知および見本」の間に以下三通の文書が挿入される。「六月三日付 駒井道義宛小使発書簡」「領収證一通 伊沢修二車代 文部省」「六月二一日付 会計局発音楽取調掛宛」。巻一〇では「二六 東京女子師範学校へ「バイエル・メソデ」貸出」と「三一 メーソン病気につき二週間休講」の間に「二八 東京師範学校へ「バイエル・インストラクション・ブック」貸出」が入る。

(36) 東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』（音楽之友社 昭和六三年）三七頁。二二 伝習人入場許可願（志願人、令人名簿付）（「文書綴」巻七「回議書類 明治一三年二月―一五年六月 上」所収）音第一二二号が原文書に当り、島田三郎の意見を引用した箇所である。下段五行目「伝習所八名称コソ異ナレ学校ノ類ニ外ナラズ故ニ教育会第四十二（後略）」↓「前略」故ニ教育令第四十二（後略）」と訂正されるべきである。

(37) 明治五年太政官布告第二二四号第二七章（「法令全書 明治五

年」（博文社 明治三二年）一五三頁）

「学制」に定められた教育課程では外に下等中学に「奏楽」が存在するが、同様に「当分欠ク」の注記がある。

(38) 山住正己「唱歌教育成立過程の研究」（東京大学出版会 昭和四二年）一三頁による。

(39) 一六 唱歌課を興すべき目賀田、伊沢の上申書（「文書綴」巻一「音楽伝習所創設書類 明治三二年一〇月」所収）明治十一年四月八日付 留學生監督目賀田種太郎、伊沢修二発文部大輔田中不二磨宛 表題なし

一 学校唱歌に用うべき音楽取調の事業に着手すべき目賀田種太郎、伊沢修二上申書（「文書綴」巻二「音楽取調所書類 明治三二年」所収）は同文である。

東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』（音楽之友社 昭和六二年）一四頁掲載の翻刻は「学校唱歌ニ用フベキ音楽取調ノ事業ニ着手スベキ、在米国目賀田種太郎、伊沢修二ノ見込書」と題されているが「文書綴」巻二巻頭の手書き墨字の目次「一 学校唱歌ニ用フベキ音楽取調ノ事業ニ着手スベキ□□在米国目賀田種太郎伊沢修二見込取調書」に由来すると思われる。

(40) 一八 目賀田「我が公学ニ唱歌ヲ興スベキ仕方ニ付私ノ見込」（「文書綴」巻一「音楽伝習所創設書類 明治三二年一〇月」所収）明治十一年四月二〇日付 目賀田種太郎発田中不二磨宛  
なお東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』（音楽之友社 昭和六二年）一五頁に「目賀田種太郎個人の意見として書かれている。だが筆跡は伊沢

修二のものである」とあるが、論文執筆者には筆跡の判定まではできなかった。目賀田の記名のこの見込書の意見が、滞米中伊沢やメーソンと共に音楽取調掛設置構想を練る中で形成されたものであることは指摘できる。

- (41) 一八 目賀田「我が公学ニ唱歌ヲ興スベキ仕方ニ付私ノ見込」〔文書綴〕巻一「音楽伝習所創設書類 明治一二年一〇月」所収 明治一一年四月二〇日付 目賀田種太郎発田中不二磨宛
- (42) 山住正己『唱歌教育成立過程の研究』（東京大学出版会 昭和四二年）一三頁―一五頁
- (43) 三八 音楽取調につき「見込書」伊沢修二より呈出〔文書綴〕巻二「音楽取調所書類 明治一二年」所収
- (44) 東京音楽学校発足後、『東京音楽学校規則』が明治二二年より毎年刊行される。同書中の「沿革略」の記述は音楽取調掛時代に遡るが、必ず「音楽取調ニ付見込書」に触れる。例として、『東京音楽学校一覽』自明治二二年至明治二三年 二頁―三頁
- (45) 八 伝習人入場の件伺（伝習総則案文つき）〔文書綴〕巻七「回議書類 明治一三年二月―一五年六月上」所収 明治一三年六月七日回 第五二号
- (46) 二二 伝習人入場許可伺（志願人、令人名簿付）〔文書綴〕巻七「回議書類 明治一三年二月―一五年六月」所収 音第一二二二号 明治一三年一〇月五日回 同一〇月八日伺済
- (47) 一九 音楽伝習規則伺（案文挿入）〔文書綴〕巻七「回議書類 明治一三年二月―一五年六月上」所収 九月一六日回 九月二七日伺済
- 無記名だが、筆跡と記載位置が欄外カガミ上部であることから

九鬼隆一自筆と判断した。

- (48) 四一 伝習七人限入場の件四新聞広告〔文書綴〕巻一五「決裁請求書 上 明治一四年」所収 音第四一號 明治一四年二月二一日回
- (49) 脚注四六掲載史料の記述から、音楽取調掛はこのとき東京日日新聞、郵便報知新聞、読売新聞、東京絵入新聞の四紙に広告を出したものと見られる。なお、読売新聞については明治一四年二月二四日、二六日、二七日の三回同じ広告が繰り返し掲載されたことが紙面より確認できる。
- (50) 一一六 伝習生中村専外一名試験の上伝習許可に付開申〔文書綴〕巻九の二「本省各局往復書類 ―明治一五年」所収 音第九七号 明治一四年四月一四日回
- 入学許可者として名簿に氏名記載があるのは一三名で、そのうち伶人が三名、あとは一般の応募者である。中村専は明治一三年十月に音楽取調掛に入学し、委細は不明ながら明治一三年二月に一度退学した。（五三 音楽伝習人中村専外二名退学願につき掛長より開申〔文書綴〕巻九の一「本省各局往復書類 明治一三年四月―一五年六月」所収）明治一三年一二月一四日回）明治一四年二月に改めて入学した形を取るため、新規入学者は彼女を除いた一二名である。
- (51) 九五 教員六名に手当金交付伺〔文書綴〕巻七「回議書類上 明治一三年―明治一四年」所収 音第四八号 明治一四年三月二日回
- この伺の案通りではなく、明治一四年九月に明治一三年一〇月入学生の中村専を助教として採用することで音楽取調掛の教員不



足へ対処しようとしたと考えられる。何に対する意見は浜尾新のサイン入りのものが出されている。この何は初めて伝習人への卒業詔書授与を提案したものであるが、浜尾は音楽取調掛は「未ダ学校ノ体裁ヲ為スニモアラザ」という理由で反対した。

- (52) 入学許可者の名簿には俗人でない一般伝習生の場合本籍地と族籍続柄が付記されるが、それによると明治一三年一〇月一般入学許可者一五名のうち、本籍地東京府一名、静岡県二名、神奈川県一名、栃木県一名である。明治一四年四月の一般入学者一〇名のうち東京府六名、神奈川県一名、静岡県一名、愛知県一名、長崎県一名となっている。これらは本籍地であり伝習生の応募当時の居住地とは必ずしも一致しないが、一つの参考になると思われる。音楽取調掛は通常の伝習人募集では広範囲の地域から募る明確な意図はなかったと考えられる。

- (53) 一 音楽伝習生募集（一四年一二月 神津専三郎草稿）（「文書綴」巻二四「音監経伺書類上 明治一五年」所収）号外

この書類自体には年月日記載は無い。しかし、同じ簿冊に続いて収録される 五 前同伴 明治一五年一月一三日 号外第一号にて裁可の時期が明治一四年一二月である旨記載されている。目次の表題を作成した東京芸術大学附属図書館の判断もこれに従ったものと推測される。本論文もこれを踏襲した。

- (54) 辻は明治一四年から明治一八年二月九日まで普通学務局長。（秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会 昭和五六年）三六八頁

- (55) 「文書綴」巻二四「音監経伺書類上 明治一五年」所収 目次に記載なし。

収録位置は脚注一四記載の 一 音楽伝習生募集（一四年一二月 神津専三郎草稿）の直前であるが、目次から欠落している。用いた紙が野紙ではないため、簿冊として綴じられていなかったと推測される。内容からして一 音楽伝習生募集（一四年一二月

神津専三郎草稿）と一括りに整理するべき文書である。年月日の記載はなく、公文書に対する意見をメモ書きにしたものである。執筆者の姓名の記載もなく、辻新次の印とサイン（個人特定不明）の計二点が見られる。内容からして辻の自筆と推定される。

東京芸術大学附属図書館貴重資料データベース掲載の史料画像ではこの史料の余白に「一五三 神津専三郎起草案」音楽教師を養成するため各府県から派出を募る案」明治一四年一二月 神津自筆」と記されたカードが写るがこの史料とともに撮影するのは不適切である。一 音楽伝習生募集（一四年一二月 神津専三郎草稿）の余白に置くべきである。

- (56) 五 前同伴（一五年一月一三日）（「文書綴」巻二四「音監経伺書類上 明治一五年」所収）号外第一号 明治一五年一月一三日

- (57) 八 前同伴に対する普通学務局長意見（朱書）（「文書綴」巻二四「音監経伺書類上 明治一五年」所収）

『目録』では別項にされているが、内容から推測してこれは直前の 五 前同伴（一五年一月一三日）と一括りに捉えるべき史料である。現在見ることができる東京芸術大学附属図書館貴重資料データベースの史料画像は痛みが激しい。一部が山住正己『唱歌教育成立過程の研究』（東京大学出版会 昭和四二年）一三〇頁に翻刻の上引用されている。山住氏の調査時期は保存状態が良

好であったのか引用部分に未読部分は存在しないが、史料画像と照合すると山住版でもなお欠落した文字があることが判明した。そのため本論文では山住版と史料画像を参照して独自に作成した翻刻を掲載した。

- (58) 九五 教員六名に手当金交付伺〔「文書綴」巻七「回議書類上  
明治一三年―明治一四年」所収〕音第四八号 明治一四年三月  
二日回

添付の意見書には年月日、署名の記載はなく、決裁印と浜尾のサインが見られるのみである。よって執筆者は浜尾であると推定される。

- (59) 卿、輔とも決裁欄が空欄のままである。明治一四年一二月には福岡と九鬼の署名が見られることと対照的である。

- (60) 一九 入学許可伝習名を本省へ開申〔「文書綴」巻二三「音監  
開申書類 明治一五年」所収〕

同じ内容の入学許可者名簿が三通あり、そのうち二通にカガミが付いている。一点目が音楽取調掛内部に出されたもの（音監第一号 明治一五年四月二五日）で、二点目が文部省に提出し九鬼や福岡の署名あるいは捺印のあるもの（音監第二号 明治一五年五月二四日裁定）である。

- (61) 東京女子師範学校への出張伝習を行った際の評価は音楽取調掛が明治一四年から明治一七年まで毎年作成する年報に詳しい。明治一五年四月入学の前に編集された、明治一四年の年報では、「本校生徒ハ元来唱歌伝習スルコト既ニ久シク且女子ノ殊ニ唱歌ヲ好ム性アルヲ以テ其進歩モ□実ニ速カナルヲ覚ヘリ」と進捗の良さを評している。本科、予科、附属小学校、附属幼稚園の全て

を挙げて音楽取調掛の唱歌出張教授を受けていた東京女子師範学校は、師範学校関係者を唱歌教員として養成する計画の対象としては最適だったのではないだろうか。同じ年の年報で東京師範学校での唱歌教授対象となっていたのは「本科二級生一組ナリ」とあり、音楽取調掛から直接教授を受けた生徒が附属小学校での唱歌教授を担当するものの、東京女子師範学校とは伝習の規模が異なっていた。

明治一四年音楽取調掛の年報の原史料は 二六 文部卿事務功  
程報告（伝習人募集、進歩、現況、巡回伝習の現況、「唱歌掛  
図」および「唱歌集」編成、出版の事等）〔「文書綴」巻一三「音  
監開申書類 明治一四年」所収〕音楽取調掛報告

- (62) 幸田延「私の半生」〔「音楽世界」第三巻第六号 昭和六年六月〕

東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京  
音楽学校篇第二巻』（音楽之友社 平成一五年）一三二頁―一  
三二七頁への再録分を参照。

幸田は記事の中で、多忙なメーソンに代わり幸田に直接ピアノの指導をしたのは音楽取調掛の助教としてメーソンを補助し、かつ偶然幸田家の隣人でもあった中村専であったと述べている。

- (63) 二二一 音楽取調掛明治一五年報写し〔「文書綴」巻二七「諸  
向往復書類下 明治一五年一月―一五年二月」所収〕一二月一  
二日 学事諮問会員参観につき示論の事（示論要綱 音楽の効  
用・唱歌教授の方法等例解）

- (64) 五八 本務余暇を以て音楽伝習志願につき入学を許可した者の  
名簿〔「文書綴」巻二三「音監開申書類 明治一五年」所収〕音

監第五号 明治一五年二月二七日裁定

- (65) 四六 普通学務局長より府県師範学科員の音楽取調希望通知  
〔文書綴〕卷二〇「音楽会計係 本省各局往復書類」所収) 普学  
第一四九六号 明治一五年九月二三日

この通達は普通学務局長辻新次の署名入りで、伊沢の留守を預かる音楽取調掛長心得神津専三郎宛てとなっている。

- (66) 七八 音楽伝習生募集広告案(各局より意見書つき)〔文書綴〕卷二五「音監経伺書類下 明治一五年」所収) 音監第一五号  
明治一五年二月二三日回 明治一六年一月二七日進呈 明治一六年一月二七日裁決

- (67) 七八 音楽伝習生募集広告案(各局より意見書つき)〔文書綴〕卷二五「音監経伺書類下 明治一五年」所収) 普通学務局長意見  
年月日の記載はないが、辻の印判とサインが見られる。

辻新次の意見書と浜尾の意見書は劣化が激しいため、脚注一七と同様、貴重資料データベースの史料画像をもとに、山住正己『唱歌教育成立過程の研究』(東京大学出版会 昭和四二年)一五〇頁―一五一頁の引用箇所を参照して独自に作成した翻刻を引用した。

- (68) 史料ではここの「唱歌教員」が墨線で消され、右脇に「音楽師」と書き加えられている。

- (69) 七八 音楽伝習生募集広告案(各局より意見書つき)〔文書綴〕卷二五「音監経伺書類下 明治一五年」所収) 年月日記載や氏名記載はない。浜尾のサインのみが記されている。

- (70) 七八 音楽伝習生募集広告案(各局より意見書つき)〔文書綴〕卷二五「音監経伺書類下 明治一五年」所収) 追案

註二五の普通学務局長意見と題された紙の下に貼り付けられている。辻新次の印が見られる。

- (71) 一四 音楽伝習生募集広告文案〔文書綴〕卷三五「音監経伺書類 明治一六年」所収) 音監第二二号 明治一六年一月三十一日回 明治一六年二月二日進呈 明治一六年二月五日裁定

- (72) 一四 音楽伝習生募集広告文案〔文書綴〕卷三五「音監経伺書類 明治一六年」所収)  
習慣通り、九鬼の意見はカガミの欄外上部に書き込まれている。

- (73) 一四 音楽伝習生募集広告文案〔文書綴〕卷三五「音監経伺書類 明治一六年」所収) 広告案の下に貼付けられた付箋。  
「修」一字の伊沢の署名あり。

- (74) 二二 広告文改正(伝習生を男子に限る)〔文書綴〕卷三五「音監経伺書類 明治一六年」所収) 音監第二四号 明治一六年二月六日回

(75) 音楽取調掛の規則整備は、文部省との折衝内容からも遅れたことが分かる。明治一六年に「音楽取調規則」以前に出された規則は二種類挙げられる。一点目が明治一三年九月制定の「伝習人規則」。次が明治一四年一〇月の「音楽取調授業科目表」である。

内容面で着目すべきは、前者は教室や設備の使い方が主で、後者は教育課程中心となっている。「音楽取調掛授業科目表」では生徒を長年生と少年生に分け、速成教育を行う者より完璧な教育を行う者に区分した。明治一五年四月の入学者で東京女子師範学校関係者ではない四名は、みな少年生である。「伝習人規則」の原文書は八 伝習人入場の件伺(伝習総則案文つき)〔文書綴〕

卷七「回議書類 明治一三年二月—一五年六月上」所収) 音第七六号。「音楽取調授業科目表」の原文書は一一「伝習生心得書(伝習人区別、教則、雑則つき)」「文書綴」巻一三「音監開申書類 明治一四年」所収) 音楽取調掛伝習生心得書 である。

「音楽取調掛規則」を以て音楽取調掛の教育課程は一応完成した。規則上四年制の教育課程が初めて定められ、明治一八年七月の全科卒業生の名はここに由来するものと考えられる。明治一六年四月入学の募集で伝習生を男子のみにすることが決定したため、ここで初めてその旨が記された。この条項が明治一九年一〇月募集で共学を復活するに際して訂正されたか否かは、史料未確認のため判明しない。「音楽取調掛規則」の原文書は四六 本掛規則制定(「文書綴」巻三五「音監経伺書類 明治一六年」所収) 音監第四号

(76) 一〇 伝習生取締心得(「文書綴」巻三四「音監回議書類 明治一六年」所収) 音監回第四号 である。

『百年史』には出典の記載は無いが、内容から比定した。  
(77) 東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇 第一巻』(音楽之友社 昭和六二年) 四四頁—四五頁

(78) 同じ簿冊の中で本文書の収録位置付近にある文書で日付の記載があるものは、明治一六年二月実施の伝習生期末試験時間割を記した「一五 期末試験日割(音回第五号 二月一〇日)」が最も記載の日付が早い。

(79) 二一〇 音楽伝習生派出方法を各府県へ通知(「文書綴」巻四六「音監経伺書類下 明治一七年」所収) 音監伺第七号 明治一

七年四月一五日回

(80) 一三 入学試験結果並びに及落判定(「文書綴」巻三四「音監回議書類 明治一六年」所収) 音監第四号 年月日記載なし。同じ簿冊に収録される前後の文書の内容から二月の試験結果であると判断した。

(81) 一一八 伝習生募集期限延長とそれともなう広告案(「文書綴」巻三五「音監経伺書類 明治一六年」所収) 明治一六年二月二七日回 進呈明治一六年二月二七日 裁定明治一六年二月二八日 音監第五号

(82) 東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』(音楽之友社 昭和六二年) 三頁、四四頁  
『百年史』では明治二〇年三月とするが、女子入学復活時期の妥当性については本文編で詳述する。

(83) 四六 本掛規則制定(「文書綴」巻三五「本掛規則制定」所収) 明治一六年四月三〇日再裁定

(84) このうち遠山キネ、市川ミチは明治一三年一〇月入学、幸田延、木村サク、森トミ、小木トモは明治一五年四月入学である。

(85) 二四三 本校女生徒の処遇(「文書綴」巻三五「音監経伺書類 明治一六年」所収) 音監第一五号  
明治一六年七月一三日回 明治一六年七月一四日進呈 明治一六年七月二〇日裁定

(86) 東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第二巻』(音楽之友社 平成一五年) 所収「東京音楽学校教員一覧」(一五四—一五五頁) による。

残りの一名小木トモの消息については明治二二年より毎年刊行

される『東京音楽学校一覽』（明治二十七年から明治三十二年までは『高等師範学校付属音楽学校一覽』）を用いて追跡したところ、明治二〇年二月一九日全科卒業生として卒業、明治二十二年には「洋行」明治二十三年から明治二十六年までは空欄、明治二十七年から明治二十九年までは「未詳」、明治三〇年に「婚嫁」とあり、音楽の世界からは姿を消している。

(87) 一〇〇 幸田延他見習生に申付および証書差出し（「文書綴」三四「音監回議書類 明治一六年」所収） 第二二号 七月（日付判読不能）

「音楽取調掛規則」では伝習期間一年以上にわたる者のうち実力が認められれば一月あたり六円の手当金が支給されることになってしたが、見習生六名のうち幸田、遠山、市川の三名は手当金が月額あたり三円、木村、森、小木の三名は月額二円の支給が決定した。

(88) 音楽取調掛に伝習生として在籍した人々は、入学者名簿が残存する場合がほとんどであるにも関わらず、退学等で籍を外れた際の史料に矛盾や欠損が見られ、すべての伝習生の進退を追うことは難しい。明治一五年四月入学の伝習生の進退について、明治一八年七月挙行の音楽取調掛第一回全科卒業式の際の伊沢修二の報告に詳しいので、典拠としたい。

東京芸術大学百年史編集委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一卷』（音楽之友社 昭和六二年）二二〇頁から二二三頁掲載分を参照した。それによると、明治一三年一〇月入学者は男九名女一三名の二二名であり、このうち一二名が中途退学した。そして伝習完了を待たずに途中で取調掛より就職を命じた

者が七名、死亡した者一名であり、残りの二名である遠山と市川が卒業に至った。明治一五年四月入学者は幸田の実力をほめるのみで詳細を語らないが、ここから明治一三年入学者は遠山市川を除き伝習生若しくは見習生として在籍していないことがわかる。

明治一四年四月入学者については中村専（明治一三年一〇月入学者と重複）が音楽取調掛助教となり、吉田きさが明治一六年四月に長野県小県中学校に唱歌教員として赴任するほかは退学している。

(89) 七 七名の伝習生退学許可（「文書綴」卷三二「音監開申書類 明治一六年」所収） 音監第五号 四月一九日  
年の記載はないが簿冊の種類や前後の文書の年代から明治一六年と比定した。

(90) 四二 伝習生の内病気その他事故につき退所願出者氏名（「文書綴」卷二三「音監開申書類 明治一五年」所収） 音監第七号  
明治一五年一二月二日進呈 明治一五年一二月二七日裁定

(91) 「音楽学校設立ノ儀ニ付建議」（『伊沢修二選集』（信濃教育会 昭和三年七月）三二七頁—三二八頁） 形状は（自筆巻紙一通）と記されている。

(92) 起草者は伊沢修二だが、提出の際には他に桜井錠二、矢田部良吉、外山正一、村岡範為馳、穂積陳重、箕作佳吉、菊池大麓らの連名とされた。

(93) 伊沢修二「音楽学校設立ニ付建議」（明治一九年一二月提出）には「抑音楽図画ノ二者ハ美術上ノ高位ヲ占ムルモノ」などと、美術の隆盛に比して音楽の振興を訴える箇所がある。

(94) 『東京音楽学校一覽 自明治二二年—至明治三三年』一一頁

(95) この新聞記事を指摘する先行研究は管見の限り存在しない。

(96) 「読売新聞」紙上では同文の広告が同年一〇月二六日、一〇月二九日、一〇月三一日、十一月三日、十一月六日、十一月九日にも掲載された。